

〇〇●● 長野県環境保全研究所ニュース 平成24年(2012年)12月7日発行 ●●〇〇
 安茂里庁舎 〒380-0944 長野市安茂里米村1978 TEL.026-227-0354 FAX.026-224-3415
 飯綱庁舎 〒381-0075 長野市北郷2054-120 TEL.026-239-1031 FAX.026-239-2929
<http://www.pref.nagano.lg.jp/xseikan/khozen/index.htm> Email: kanken@pref.nagano.lg.jp

河川の水生生物保全水質環境基準の類型指定が行われました

河川や湖沼等に生息する水生生物を保全する観点から、環境基本法に基づき「水生生物保全に係る水質環境基準」(以下、「水生生物保全環境基準」という。)が平成15年11月に設定されました。

水生生物保全環境基準項目として、平成15年11月に全亜鉛が、平成24年8月にノニルフェノールが定められています。

基準値は、水生生物の集団の維持を可能とする観点から、基本的には慢性毒性を防止する上で必要な水質の水準として定められたもので、水域の水温や水生生物の生息状況の適応性に応じて4種類の類型に分けて設定されています。(表1参照)

これらの基準値を河川や湖沼等に適用するには、水域ごとに当てはめる類型を指定する必要があります。長野県では、平成24年4月5日付けで県内の主要な33河川(42水域)を対象に類型指定[※]を行いました。長野県で行った類型指定の状況は、「生物A」が29水域、「生物特A」が9水域、「生物B」が3水域、「生物特B」が1水域という状況です。

亜鉛は、生体内微量必須元素であり、人への毒性

は弱いのですが、水生生物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあります。

ノニルフェノールは界面活性剤の原料などに使われますが、水環境中に検出されるものには、排出されたノニルフェノールと排出されたノニルフェノールエトキシレートが分解して生成したものと考えられています。これまでの環境中の濃度を勘案すると、水生生物への影響が懸念されています。

今後は、県内の13湖沼を対象に水生生物保全環境基準の類型指定が行われます。当所でもこの類型指定の基礎資料とするため13湖沼のノニルフェノールの検出状況を調査しました。

水生生物に影響を及ぼすおそれのある化学物質による汚染については、生産工程や使用方法の改善などにより、水環境への排出を極力削減する必要があります。

※; 河川の類型指定に関する告示ホームページ

<http://www.pref.nagano.lg.jp/soumu/hoki/kenpo/honpo/kokuji/H24april/20120405.pdf>

(堀順一 kanken-mizu@pref.nagano.lg.jp)

表1 類型及び環境基準値

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	環境基準 ^{注)}	
		全亜鉛	ノニルフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.001mg/l 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.0006mg/l 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	0.002mg/l 以下

注) 基準値は年間平均値として定められている。

目次

- ・「河川の水生生物保全水質環境基準の類型指定が行われました」…………… 1
- ・最近の話題 「ポリオ(急性灰白髄炎)」…………… 2
- ・「医薬品検査と公的認定試験検査機関」…………… 3
- ・報告「出前講座」・「外部評価委員会」…………… 4